

西南女学院大学短期大学部

令和5年度 短期大学機関別認証評価
評価報告書

令和6年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

西南女学院大学短期大学部

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神「感恩奉仕」を実践する女性の育成を使命とし、教育目的は具体的かつ簡明に表現され、キリスト教教育を教育課程の主軸に置き、建学の精神である「感恩奉仕」を展開させるよう短期大学の個性が反映されている。「学校法人西南女学院 中期計画(2022-2026)Mission『要』」を策定し、使命・目的及び教育目的を具現化するための具体的施策が全学を挙げて実行に移され、時代の変遷に合わせて教育研究組織が適切に編成されている。

〈優れた点〉

○1年次の必修科目として「キリスト教保育」を開講し、「子ども」を神の国の中心として捉えるキリスト教保育の理解を深め「西南女学院生」としての自己形成を深める積極的取組みは評価できる。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーに沿った四つの形態の入学者選抜を実施している。短期大学は入学定員未充足だが、長期履修制度3年制コースの開始など、学生数の増加に努めている。教務委員会と教務課の教職協働でゼミ活動でのピア・サポートやフリースペース「WEST」を整備するなど学修支援体制が構築されている。就職委員会や就職課を中心に1年次に全学生に対して「就活手帳」を配付するなど就職支援に注力している。学生委員会、学生課により保護者懇談会で保護者とのつながりを強化し、短期大学独自の奨学金を設け、学生に対する経済的な支援も適切に行っている。併設4年制大学と共用する校地及び校舎は設置基準を満たし、自習スペース「SWITCH café」も整備している。附属シオン山幼稚園は学生の教育実習機関として機能を果たしている。「学生生活に関する実態調査」の実施、「意見箱」を設置するなど、学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、改善に反映している。

〈優れた点〉

○「退学防止のための学科における取組み状況」として、年度方針を定め、分析を行い、次年度の改善策を定めるなど、退学防止策が充実している点は、評価できる。

○毎年、新入生に「健康調査(University Personality Inventory)」を実施し、必要に応じて学生総合支援室への来談勧奨を行い、学生のメンタルヘルス支援体制が構築されている点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的に基づいてディプロマ・ポリシーを策定し周知している。単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準は学則第 38 条に適切に定め、厳正に運用されている。成績評価については、評価の基準をシラバスに示し、ディプロマ・ポリシーとの関連性を明示している。教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、具現化する体系的な学修についてカリキュラムマップで可視化している。キリスト教を基盤として総合的視点と豊かな人間性を培う「一般教育科目」を開設している。学修成果の点検・評価のため、「教学マネジメント会議」を設置し、アセスメント・ポリシーを策定している。「授業評価アンケート」を実施し、学修指導の改善にフィードバックしている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長直轄の「将来計画検討プロジェクト」の実行、「学長メッセージ」の発信等により学長はリーダーシップを発揮している。内部質保証に関して「点検評価改善会議」「教学マネジメント会議」を設置し、適切な権限分散、役割・責任の明確化を図っている。教員の採用・昇任等は、人事委員会や昇任選考委員会のプロセス等を明確にし、適切に実施され、教育課程に即した専任教員の確保、適切な配置がなされている。教育内容・方法等の改善の工夫・開発の情報共有など FD 研修を組織的に実施している。「西南女学院職員研修(SD) 規程」に基づき、学内外の研修プログラム・自己啓発プログラムが積極的に開催されている。個人研究室、共同研究室は整備され、研究を適正に実施するため「公的研究費の不正使用及び研究不正行為防止ハンドブック」「研究費に関する取扱いマニュアル」を作成し厳正に運用している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

透明性の確保及びステークホルダーへの説明責任を果たすため、法人及び教育研究に関する情報などを主体的に公表している。教育活動の経営基盤強化に向けた「学校法人西南女学院 中期計画 (2022-2026)Mission『要』」を定めている。理事会は、寄附行為に基づき適切に運営され、法人の重要事項について審議している。「運営協議会」を置き、法人と大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を図りながら戦略的な意思決定を行う体制を整備し機能的に運営されている。評議員会は、法人の重要事項について諮問機関として機能している。財務基盤については予算基本方針と中期計画を連動・対比させながら、入学者の確保を最重要課題として取組み、業務効率化及び改善に努めている。純資産構成比率及び積立率は高く安定した財務基盤を確保している。学校法人会計基準に従い適正な会計処理を行い、公認会計士及び監事による監査を適切に実施している。

「基準 6. 内部質保証」について

教育の質保証を重点項目として掲げ「内部質保証体制図」を作成し、内部質保証が有効に機能するよう責任体制を明らかにしている。自己点検・評価を毎年行い、改善・向上のために必要な事項は、各種委員会や部署において具体策を検討し改善に努めている。調査・データ収集と分析を行うために「教学 IR 推進室」を設置している。アセスメント・ポリシーに基づいて「機関レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」の三つの段階を設定し内部

質保証の機能向上に努めている。「P 計画欄」「D 実施欄」「C 評価欄」「A 改善欄」「次年度見通し（次年度における計画(P)の修正・変更・廃止の見通し）」に分けられた課別・委員会別の各評価シートにより PDCA サイクルの実質実効化に努めている。

総じて、キリスト教教育を主軸に置き、建学の精神「感恩奉仕」を具現化する人材育成に誇りをもって誠実かつ積極的に教学活動を展開実践している。学生が母校愛を育み修学成就できるように、教職協働で学生ファーストの視座のもと学生支援に情熱を注いでいる。時代の変遷に適切に順応し健全な学院継続を期し、全学を挙げて中期計画の実現に向け PDCA の実効化に取り組んでいる。

「短期大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、短期大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 西南女学院創立 100 周年

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「感恩奉仕」を実践する女性の育成を使命とし、学則第 1 条に教育目的を明確に定めている。教育目的は具体的かつ簡明に表現され「キャンパスライフ（学生生活ガイドブック）」やウェブサイトで公表され広く社会へ公開されている。キリスト教教育を教育課程の主軸に置き、建学の精神である「感恩奉仕」を展開させるよう短期大学の個性が反映されている。「教学マネジメント会議」で教育目的の点検を行い、「将来計画検討プロジェクト」では、これからの時代に求められる人材育成を期し、教育改革に関する検討を継続させている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

「教学マネジメント会議」、教務委員会、教授会、大学評議会による審議を経て、重層的かつ連続的な審議・意思決定の体制において使命・目的及び教育目的の検証が行われ、ウェブサイト、「広報 西南女学院」、職員朝礼などにより学内外への周知に努めている。「学校法人西南女学院 中期計画(2022-2026)Mission『要』」が策定され、使命・目的及び教育目的を具現化するための具体的施策が全学を挙げて実行に移され、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）が定められている。短期大学の使命・目的及び教育目的を達成するため時代の変遷に合わせて教育研究組織が適切に編成されている。

〈優れた点〉

○1年次の必修科目として「キリスト教保育」を開講し、「子ども」を神の国の中心として捉えるキリスト教保育の理解を深め「西南女学院生」としての自己形成を深める積極的取組みは評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を基盤とするアドミッション・ポリシーを策定し、入学案内及び学生募集要項

に明示するとともに入学者選抜説明会において説明し、ウェブサイトで公表し、オープンキャンパスで周知している。アドミッション・ポリシーに沿った多様な能力を持つ学生を受入れるため、「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」「特別選抜」の四つの形態の入学者選抜を実施し、入学試験会議において検証を行っている。保育科の入学定員充足率は落込んでいるが、「学校法人西南女学院 中期計画(2022-2026)Mission『要』」の策定、令和6(2024)年度入学生からの長期履修制度3年制コースの開始、教育訓練給付金制度の利用による社会人への門戸開放など、多様な学生を対象とした募集を行い、ほとんどの選抜形態で面接を実施し、適切な学生受入れ数の確保に努めている。

〈改善を要する点〉

○学生の収容定員に対する在籍学生数比率が0.5倍を下回っている点は、改善を要する。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目2-2を満たしている。

〈理由〉

教務委員会と教務課の教職協働で円滑な学修支援体制が構築されている。TA、SA(Student Assistant)制度について活用事例はないものの、適切に制度化され活用する準備ができています。教員のオフィスアワーは、専任教員は週1コマ以上を設定して対応している。専任教員がアドバイザーとして5、6人程度の学生を担当し、ゼミ活動でのピア・サポートやフリースペース「WEST」の整備など学生生活への支援を整えている。「障害学生支援に関する基本方針」を定め、専任の専門職員を配置する学生総合支援室を中心に、部局横断的な体制で合理的配慮の提供に努め、支援開始後1か月以内を目途にモニタリングを実施している。教務委員会において「退学防止のための学科における取組み状況」を取りまとめ、原因分析と改善方策を協議している。

〈優れた点〉

○「退学防止のための学科における取組み状況」として、年度方針を定め、分析を行い、次年度の改善策を定めるなど、退学防止策が充実している点は、評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目2-3を満たしている。

〈理由〉

就職委員会や就職課を中心に就職支援が整備され、カリキュラムでは1年次にキャリア形成の基盤を培う「初年次セミナー」を必修科目、「キャリア開発」を選択科目として配置している。1年次に全学生に対して「就活手帳」を配付し、北九州市内に勤務する幼稚園教諭・保育士と学生による懇談会及び座談会を年2回開催している。外部機関が主催する「私立幼稚園フェア」「保育フェア」及び「保育就職フェア」には、保育科教員と就職課職員が同行して、参加学生の支援を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の支援体制に委員会組織として学生委員会、事務組織として学生課を設置しており、保護者懇談会で保護者とのつながりを強化し、学生支援体制作りに取り組んでいる。課外活動としてのサークルの参加は少人数ではあるが、希望のある学生は参加できる体制を整えている。保健室に看護師・保健師の資格を有する職員が1人常駐しており、学生総合支援室に「なんでも相談窓口」「障害学生支援窓口」「ハラスメント相談窓口」の三つの相談窓口を設けている。大学学業奨励奨学生制度として、特待生、特別奨学生に加え、短期大学独自の「西南女学院教育ローン金利助成奨学金」を設け、学生に対する経済的な支援を適切に行っている。

〈優れた点〉

○毎年、新入生に「健康調査(University Personality Inventory)」を実施し、必要に応じて学生総合支援室への来談勧奨を行い、学生のメンタルヘルス支援体制が構築されている点は評価できる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

併設大学と共用する校地及び校舎は短期大学設置基準を満たしている。また、図書館、

体育館、情報処理演習室を有し、施設設備を整備し教育研究・各種行事・課外活動等のために運営されている。アクティブ・ラーニングに特化し、デザイン性も高い講義室「SWITCH」や自習スペース「SWITCH café」を設置している。短期大学と大学の共用図書館は、十分な学術情報資料を有し、三つの空間に仕切ることのできるラーニング・コモンズ・スペースが設けられている。無線 LAN は全ての講義室に展開し、学修支援システムやウェブ会議システムが活用されている。バリアフリー化については、それぞれにスロープ通路及び手すりを設置している。学内には貸出用車椅子や介助用電動車椅子を配置している。授業を行う学生数の管理は適切に運用されている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

毎年 12 月に「学生生活に関する実態調査」を実施し、集計結果はウェブサイトに公開するなど、学修支援や学生生活、施設・設備に対する学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、改善に反映している。

「意見箱」を設置し、学科・部署等の責任者が主体となって当該投書者に回答し、改善を図っている。入学時に「健康調査(University Personality Inventory)」を実施し、入学後も「健康管理カルテ」を配付し、必要な情報を把握し、対応している。また、学生自身の健康管理意識を高め、特に若年女性に多い心身のトラブルへの周知も行われている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的に基づいてディプロマ・ポリシーを策定し、ウェブサイト及び「キャンパスライフ（学生生活ガイドブック）」で周知している。単位認定基準、成績評価基準はディプロマ・ポリシーを踏まえて学則第 13 条及び履修規程第 6 条に、卒業認定基準、修了認定基準は学則第 38 条に適切に定め、「キャンパスライフ（学生生活ガイドブック）」で周知の上、厳正に適用している。単位認定の基準になる成績評価については、授業科目ごとに評価の基準をシラバスに示し、ディプロマ・ポリシーとの関連性を明示している。成績評価の指標として、秀から不可までの 5 段階の評価とは別に GPA(Grade Point Average)を算出し、成績不振の学生に対しての修学指導を実施している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、ウェブサイト及び「キャンパスライフ（学生生活ガイドブック）」で周知している。ディプロマ・ポリシーを具現化する体系的な学修についてカリキュラムマップで可視化し、履修順序をカリキュラムツリーで示している。

シラバスは学生が履修している科目の位置付けを理解できるよう整備し、1 年間に履修登録できる単位数に上限を設定している。シラバスの点検は学科の教務委員及び学科長、教務部長により行っている。キリスト教を基盤として総合的視点と豊かな人間性を培う「一般教育科目」を置いている。アクティブ・ラーニングの手法としてグループワークを取入れる工夫をし、全てのゼミで子どもを通して地域とつながる経験を得られる学修機会を用意している。教授方法の工夫・開発及び改善を目的とする FD 研修会は、短期大学及び大学合同の全体研修会を年 3 回、短期大学独自の研修会を年 2 回以上実施している。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価を実施する恒常的かつ責任ある会議体として、「教学マネジメント会議」を設置し、学修成果を明示したアセスメント・ポリシーを策定している。アセスメント・ポリシーに基づくアセスメントチェックは「機関レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」の3段階に分け、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価につなげている。「授業評価アンケート」を学外実習科目を除く全ての科目で実施し、科目担当教員はアンケート結果をもとに教育内容や方法について振返りを行っている。その改善方法を明確にするための「リフレクションカード」を科目ごとに作成し、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」において、「学長は、校務をつかさどり、職員を統督する」と定め、学長のリーダーシップを明確にし、学長直轄の「将来計画検討プロジェクト」の実行、ランチミーティング水曜会の開催、教職員に対する「学長メッセージ」の発信等によりそのリーダーシップを発揮している。

内部質保証に責任を負う「点検評価改善会議」、教育に関する内部質保証を推進する「教学マネジメント会議」を設置するとともに、教学マネジメント担当の副学長を置き、適切な権限分散、役割・責任の明確化を図っており、学長の補佐体制の整備を行っている。

事務組織については、「学校法人西南女学院就業規則」等の関係規則に基づき職員を適切に採用、配置している。職員は、学内の会議、委員会及び検討会に構成員、オブザーバーとして参画しており、教職協働による短期大学の運営体制を整えている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任等については、「学校法人西南女学院就業規則」「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部教員及び助手選考規則」「教員及び助手選考基準」「短期大学部昇任人事の評価に関する申し合わせ事項」により方針を明示し、人事委員会や昇任選考委員会のプロセス等を明確にし、適切に実施している。教員組織は短期大学設置基準に定める必要な専任教員数を満たしており、教育目的及び教育課程に即した専任教員の確保、適切な配置をしている。

短期大学・大学共同の FD 研修会及び短期大学独自の FD 研修会を実施し、教育内容・方法等の改善の工夫・開発の情報共有など、組織的に実施している。教員については、「教育研究活動報告」による自己点検・評価に加え、「授業評価アンケート」及び「リフレクションカード」を用いた教育活動の評価・改善を行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

法人全体の取組みとして、昭和 38(1963)年度から職員研修懇談会を毎年度開催しており、法人の職員としての一体化、意識の統一化が図られている。

「西南女学院職員研修(SD)規程」が規定されており、職員が学内外の研修プログラム・自己啓発プログラムへ積極的に参加し、職員の資質・能力の向上が図られている。

北九州地区の私立 4 大学、2 短期大学による共同 SD 活動を毎年開催しており、九州地域の大学・短期大学の連携を強化している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任の教授、准教授及び講師に個人研究室、助教及び助手に共同研究室と、教員の研究

環境が整備されており、有効活用されている。専任の教授、准教授及び講師には、「学外研修日」として1週当たり1日設けている。研究を適正に実施するため、「研究取扱規則」「研究不正防止に関する取扱指針」「倫理審査委員会規程」に従って適正に研究及び実験の審査を実施している。また、「公的研究費の適正な取扱いに関する規程」「不正防止対策の基本方針と不正防止計画」を規定し、公的研究費の不正使用の防止に努めている。「公的研究費の不正使用及び研究不正行為防止ハンドブック」「研究費に関する取扱いマニュアル」及び「啓発活動ポスター」を作成・配付して、厳正に運用している。「外部資金導入促進プロジェクト」による外部資金獲得に向けた研修会を実施し、助言制度などの外部資金獲得のための支援を積極的に行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人西南女学院寄附行為」に「キリスト教に基づく女子教育を行うことにより、個性豊かな人間を育成することを目的とする。」と法人の目的を掲げ、教育基本法等の関係法令を遵守している。透明性の確保及びステークホルダーへの説明責任を果たすため、法人に関する情報、教育研究に関する情報などを主体的に公表している。

法人の使命・目的の実現と教育活動の永続的な維持のための経営基盤強化に向けた「学校法人西南女学院 中期計画(2022-2026)Mission『要』」を定めている。

環境保全については、LED化による電力量削減、「ハラスメントの防止等に関する規則」等の体系的な整備と研修会の開催、「西南女学院防災管理規程」に基づく「西南女学院大学消防計画」の制定と「防災ガイド」の作成、必要な耐震補強改修工事の実施を行っている。

5-2. 理事会の機能

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為に基づき適切に開催、運営を行い、「学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則」に規定する役員、評議員、理事長の選任、予算（補正予算含む）、事業計画、決算、事業の実績に関する事項をはじめとする法人の業務について審議、決定している。理事会、常任理事会、運営協議会の設置等、理事長を頂点とした使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

理事の出席状況は概ね良好であり、欠席時の意思表示のための委任状についても適切に機能している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の管理運営に関する審議を行う「運営協議会」を置き、理事長のリーダーシップのもと、法人と大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を図りつつ戦略的な意思決定を行う体制を整備し、機能的に運営している。ガバナンス・コードを制定し、組織の透明性を保ち、誠実かつ適切なガバナンスを確保していることを外部に公表している。各委員会に職員が構成員あるいはオブザーバーとして出席し、職員が意見を述べる体制となっている。

「学校法人西南女学院寄附行為」に基づき、監事及び評議員の選任を行っている。監事は、理事会及び評議員会に出席し、決算及び事業の実績について監査報告を行うとともに、法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について意見を述べている。評議員会は、予算、借入金、事業計画をはじめとする法人の業務に関する重要事項について諮問機関として機能している。評議員の評議員会への出席状況は適切である。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人西南女学院 中期計画(2022-2026)Mission『要』」を策定、実行する中、法人全体として収支の均衡がとれていないことを重く受止めている。収入の増強策及び経費削減等のために「予算基本方針」と短期大学・大学における中期計画を連動・対比させながら、業務効率化及び改善に努めている。

主たる収入源である学生生徒等納付金と直結する在籍者数及び入学者数が共に減少傾向にあることを認識し、入学者の確保を最重要課題と認識して取組むとともに、外部資金の獲得を目指して、毎年度「外部資金導入促進プロジェクト」による「科研費研修会」等を実施している。純資産構成比率及び積立率は高く安定した財務基盤を確保している。

〈参考意見〉

○短期大学の翌年度繰越収支差額の支出超過が続いているため、適切な在籍学生数の確保に努め、収支均衡に向けた更なる改善案、改革案の立案、実行が望まれる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準や大学の経理に関する規則等に従い、適正な会計処理を実施している。理事会の「予算基本方針」に基づき、教育研究活動の内容・目的を明確にして予算原案を策定、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の議決を経て予算を決定、学校法人会計基準や大学の経理に関する規則等にのっとり、会計処理を適正に実施している。

監事は業務監査及び会計監査の重点項目を挙げた監査計画書を理事長に提出している。

監事は、法人の業務の監査及び法人の財務の状況を監査し、理事会に出席し、必要に応じて意見を述べている。

公認会計士による監査は年間約 15 日適正に実施しており、監査時には、法人全体の運営状況及び中期経営方針等について意見交換会を行っている。公認会計士による監査及び監事による監査を実施するなど、会計監査を行う体制を整備し、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

短期大学では「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画『要』Transformation (2022-2026)」の中で「教育の質保証」を重点項目として掲げ、継続的な自己点検・評価を通じて内部質保証の機能性を高めていくことを明示しウェブサイトで公表している。内部質保証のための組織は「点検評価改善会議」「教学マネジメント会議」が中心となり「内部質保証体制図」を作成し、内部質保証が有効に機能するよう責任体制を明らかにし、教職員の意識を高める工夫をして恒常的な PDCA サイクルの循環促進に努めている。「西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部の諸活動に関する方針」を、分かりやすく学内教職員に明示し、教育・研究活動をはじめとしたさまざまな活動の更なる向上に努めている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学則第1条の2に自主的に点検・評価を行うと明示し、「諸活動に関する方針」「内部質保証に関する方針」を策定し自己点検・評価を毎年行い、委員会別・課別業務評価及び教育研究活動の結果は、「点検評価改善報告書」としてウェブサイトで学内外に公表し周知している。自己点検・評価活動によって明らかになった改善・向上のために必要な事項は、各種委員会や部署において具体策を検討し改善に努めている。平成27(2015)年度に「教学IR推進室内規」を策定し、調査・データ収集と分析を行うために「教学IR推進室」を設置し入試部及び学生部を加え機能させている。

6-3. 内部質保証の機能性

- 6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教育面での点検・評価と、その他委員会・事務組織、教職員個人の点検・評価を行い、アセスメント・ポリシーに基づいて「機関レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」の三つの段階を設定し内部質保証の機能向上に努めている。「P 計画欄」「D 実施欄」「C 評価欄」「A 改善欄」「次年度見通し（次年度における計画(P)の修正・変更・廃止の見通し）」に分けられた課別・委員会別の各評価シートにより PDCA サイクルの実質化に努めている。「点検評価改善報告書」は、改善向上方策の策定に生かされ、認証評価機関の評価基準

に基づいた点検・評価を並行して行っている。地域連携室主催の「地域懇談会」（年 1 回開催）で学外有識者から意見聴取をしている。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1. 地域貢献

A-1-① 地域貢献に関する方針と地域連携室

A-1-② 地域貢献活動の具体的な取組み

【概評】

短期大学及び大学は、学生への教育的効果の向上と短期大学に対する理解の促進を図ることを地域貢献活動の意義と捉え、平成 28(2016)年 8 月に学長直轄の部局横断的組織として「地域連携室」を開設し、地域貢献活動に役立てる努力をしている。地域連携室には、室長以下 10 人を配置し、学外有識者 11 人を学外構成員として委嘱し、地域貢献活動の拠点として機能させている。「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画『要』Transformation(2022-2026)」の柱の一つに「社会との連携の強化」を掲げ、北九州市と包括連携協定を締結し、地域課題解決、地域創生、観光・インバウンド、健康医療、子育て支援、SDGs 推進などの取組みへ学生・教職員が参加し、学術成果の地域への還元がなされている。「地域懇談会」では、学外構成員である自治体、地域諸団体等の代表者など学外有識者 11 人と大学・短期大学関係者による意見交換がなされるなど、地域を巻き込んだ活動が展開されている。平成 29(2017)年からは「子ども・子育て」及び「女性活躍」の二つのワーキンググループを発足させ、令和 4(2022)年度には「中高生のための絵本講座」を開催するなどの活動を行っている。地域貢献活動交流会では、ポスターセッション形式で活動内容を紹介している。「地域活動論叢」を年度ごとに発行し、学内のみならず、地域連携室学外構成員、メディア、行政、近隣の大学や高校に配付している。

V. 特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 西南女学院創立 100 周年

米国南部バプテスト派の宣教師の奉仕によって、キリスト教に基づく女子に対する教育の場として設立された西南女学院は、令和 4(2022)年 4 月に創立 100 周年を迎えた。

令和 3(2021)年度から、100 周年事業としていくつかのイベントを実施する計画をしていたが、新型コロナウイルス感染症の収束が見られないなかで限定的に「西南女学院 100 年のあゆみ写真展」「西南女学院創立 100 周年記念コンサート」等を実施した。

令和4(2022)年4月18日が本来の創立記念日であったが、創立100周年記念式典は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み半年延期した同年10月18日に、会場の変更や参加者の制限など十分な感染対策を講じ、学生・生徒・園児、関係者約800人の出席のもと執り行った。(表V-1-1)

式典は、教育理念に基づきキリスト教の礼拝の形をもって行うとともに、創立期の高等女学校から戦禍を越えて現代の総合学園に至るまでの「西南女学院の100年のあゆみ」が中学校・高等学校生徒のナレーションによりスライドで紹介された。

院長は式辞で「私たちは建学の精神をつなぐランナーとして、これから進むべき道のりに思いを馳せ、祈りを合わせなければならない。一人の宣教師によって蒔かれた一粒の種が、100年の時代の流れの中で幾多の試練と変遷を耐え抜いて、大輪の花として成長させていただいた。神様は人為的な思いを越えて歴史を築き、導き給う主の慈しみ、深い恩寵と多くの先達の労苦に心より感謝を捧げ、私達の思いを越えて導き給う主の御旨を尋ね求め、西南女学院の新たなる飛躍を祈りつつ、次の100年に向かって歩みだしたい。」と宣言した。

表V-1-1 100周年記念事業

年度	事業名	時期・期間	内容・備考
令和3 (2021) 年度	西鉄大牟田線車内広告	令和3(2021)年10月1日～ 令和4(2022)年9月30日	西鉄福岡(天神)駅～大牟田駅間13本の列車の1車両に掲出(出入口扉上)
	創立100周年記念動画	令和3(2021)年11月22日～	西南女学院、西南女学院大学・短期大学部、中高、幼稚園のホームページ掲載 https://www.youtube.com/watch?v=uxTpU65hsg0
	西南女学院100年のあゆみ写真展	令和3(2021)年12月1日～ 令和4(2022)年1月5日	小倉井筒屋本館・新館間5階と8階連絡通路に西南女学院の現在と創立期～飛躍期7期の展示ボード8枚に各12枚の写真パネルを展示
	郵便局ロビー設置の液晶ディスプレイ広告放映	令和3(2021)年1月～ 令和4(2022)年12月	小倉駅前郵便局郵便窓口上とATM横のディスプレイ2台に15秒広告が1日100回以上放映
令和4 (2022) 年度	西南女学院創立100周年記念コンサート	令和4(2022)年12月3日	出演 森野由み氏(ソプラノ歌手・卒業生)他 昼の部：中学・高校 ロー講堂 夜の部：本部 マロリーホール
	創立100周年記念式典	令和4(2022)年10月18日	会場を西日本総合展示場新館から北九州ソレイユホールへ変更し、規模を大幅に縮小して開催。
	宣教師記念碑建立	令和5(2023)年3月22日	マロリー記念館ロータリー横に建立
令和5 (2023) 年度	創立100周年記念誌	令和5(2023)年6月発行	100周年記念誌編集委員による編纂

